



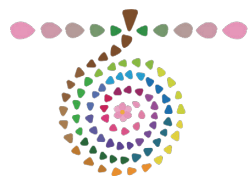
第2次古河市男女共同参画プラン

【概要版】

2017～2024



「意識」から「行動」へ、目指そう男女共同参画社会。



古河で暮らす

こが暮らし、こが育ち。

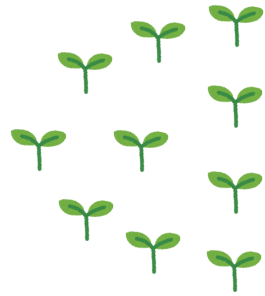
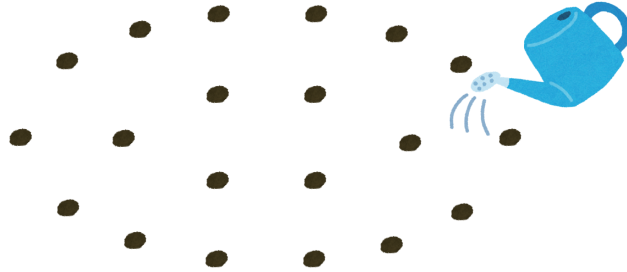
古河市

基本目標Ⅰ

互いの人権の尊重と
男女共同参画の意識の確立

基本目標Ⅱ

いきいきと働ける
社会環境の整備



1 男女共同参画の視点に立った 社会制度・慣行の見直し

計画目標

- (1) 男女共同参画施策の総合的推進
- (2) 男女共同参画の視点に立った情報の提供発信

2 男女共同参画を推進する 教育と学習の充実

計画目標

- (1) 学校・保育所等における男女共同参画を推進する教育と学習の充実
- (2) 家庭・地域における男女共同参画を推進する教育と学習の充実

3 ハラスメント等の暴力の 根絶のための施策の推進

計画目標

- (1) 家庭内等におけるあらゆる暴力の根絶
- (2) セクシュアルハラスメント防止対策の推進
- (3) 被害者の保護や支援体制の充実

1 雇用の場における 男女平等の実現

計画目標

- (1) ポジティブ・アクションによる男女の均等な機会の確保
- (2) 各種法律・制度の周知及び関係機関との連携

2 地方創生と多様な働き方を 可能にする環境の整備

計画目標

- (1) 農業・商工業等の自営業における働きやすい環境の整備
- (2) 女性の継続就業の支援
- (3) 多様な働き方を可能にする就業条件の整備

3 働き方改革と ワーク・ライフ・バランスの推進

計画目標

- (1) 仕事と生活の両立支援
- (2) 仕事と育児・介護の両立のための環境整備
- (3) 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- (4) 男性にとっての男女共同参画の推進

4 女性のエンパワーメントの促進

計画目標

- (1) 女性の人材発掘と情報収集・提供
- (2) 女性のチャレンジ支援の推進



男女共同

はじめに

古河市では、平成19年に「男女共同参画社会基本法」に掲げられた五つの柱を基本理念とした、「～あなたと私のいきいき古河～男女共同参画プラン」(以下、「第1次計画」という。)を策定し、平成20年に「古河市男女共同参画推進条例」を制定、その後平成24年には「～あなたと私のいきいき古河～男女共同参画プラン(後期実施計画)」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいりました。

この計画は、第1次計画の計画期間が、平成28年度で終了するため、これまでの取り組みの検証、市民意識及び社会経済状況の変化等を踏まえて、新たな課題への取り組みを示すため、「第2次古河市男女共同参画プラン」として策定するものです。

計画の位置付け

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けられるものであり、「古河市男女共同参画推進条例」第5条に基づく「男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。)」として策定されるものです。また、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を含みます。

計画の期間

この計画の期間は、平成29年度～平成36年度までの8年間とし、平成32年度に見直しを行い、「第2次古河市男女共同参画プラン(後期実施計画)」を策定します。

基本理念

この計画の基本理念は、更なる男女共同参画社会の形成を目指すため、「古河市男女共同参画推進条例」にうたわれている基本理念を基に、以下のように定めます。

第2次古河市男女共同参画プラン基本理念

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじましょう。性別によることなく一人ひとりが個人として能力を発揮し、多様な生き方が選択できる社会づくりを進めましょう。

② 社会における制度又は慣行についての配慮

男女が、性別にとらわれることなく、社会の対等なパートナーとして様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行を見直し、改めていきましょう。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、あらゆる政策や方針などの決定に参画できるようにしましょう。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が互いに協力し合い、家庭生活において、共に家族の一員としての役割を果たしながら、同時に仕事や学習、地域活動ができるようにしていきましょう。

⑤ 国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際的協調が求められています。共に地域に生きる人として、理解・交流・協力をしていきましょう。

実施計画重点施策

この計画は、平成29年度から平成32年度までの4年間の前期実施計画です。あらゆる分野に関連する事業の中でも、次の項目を最重要施策として掲げ、取り組んでいきます。

1. 市民との協働による男女共同参画理解の促進

職場や家庭、学校、地域等の様々な分野において、「男女共同参画古河市民ネットワーク（ゆめこらぼ）」等市民と協働し、男女共同参画社会の大切さについて理解を深めます。



2. 地方創生に向けた女性活躍推進と男性の働き方の見直し

女性の社会進出を促進させるため、男性の働き方等の見直しを行い、男女が互いに責任を分かち合いながら仕事と家事・育児・介護・地域活動等へ参画できる魅力ある地域づくりに努めます。



3. 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大

行政自治会の役員や各種審議会・委員会等へ女性の参画を促進します。その他にも市役所の女性職員の管理職への積極的な登用を進めます。



4. 男女共同参画の視点からの防災・災害対応

男女共同参画の視点に立った防災分野における対応と災害時等に女性、障がい者、子ども、外国人等への配慮ある体制づくりに努めます。



5. 配偶者や交際相手等からの暴力の防止と未来への取り組み

配偶者や交際相手からの暴力の根絶に向けた取り組みの強化と、未来の被害者・加害者を生まないための若年層への啓発活動を行います。



基本目標Ⅰ

互いの人権の尊重と男女共同参画の意識の確立



1

計画目標

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- 【具体的な施策】 ●「古河市男女共同参画推進条例」や本市が「男女共同参画宣言都市」であることを市民に周知し、市民及び事業者の関心と理解を深めるとともに男女共同参画に関する活動を積極的に行います。
- 男女の人権を尊重した情報発信の推進を図ります。

2

計画目標

男女共同参画を推進する教育と学習の充実

- 【具体的な施策】 ●幼少期から男女共同参画についての理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう、人権を尊重した教育や保育を実施します。
- 生徒が性別にとらわれず、個性と能力に応じて進路を選択できるよう適切な進路・就職指導等を実施します。

3

計画目標

ハラスメント等の暴力の根絶のための施策の推進

- 【具体的な施策】 ●あらゆる世代に対しセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等が人権侵害であることを意識づけるための啓発活動を行います。また、事業所がハラスメント対策に取り組むよう働きかけます。
- 配偶者暴力相談支援センターを中心に、離婚・DV・子育てに関する相談事業を充実するとともに、市民への周知を図ります。

基本目標Ⅱ

いきいきと働ける社会環境の整備



1

計画目標

雇用の場における男女平等の実現

- 【具体的な施策】 ●ポジティブ・アクションの更なる推進等による職場における男女間格差の解消に向け関係機関と連携し、積極的に事業所への広報・啓発に努めます。

2

計画目標

地方創生と多様な働き方を可能にする環境の整備

- 【具体的な施策】 ●女性の就業機会を高めるため、委託事業等による再就職のための支援やパートタイム就労希望者等に対する相談及び情報の提供を行います。
- 男性が地域社会や家庭生活に参画し男女共同参画を実現するため、長時間労働の抑制など環境整備についての情報提供を行います。また、「働く女性の家」等、勤労者のための施設の活用を図ります。

3

計画目標

働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進

- 【具体的な施策】 ●男性中心型労働慣行等の見直しの広報活動を行い、男性の育児・介護休業取得を促進します。また、ワーク・ライフ・バランス研修会やリーダー研修会等の機会を捉え、事業所・団体等へ働きかけます。
- 仕事と育児・介護の両立支援に取り組む企業の情報収集・提供を行い、男女を問わず就労生活と家庭生活の調和の取れた働き方の見直しについて、普及・啓発に努めます。

4

計画目標

女性のエンパワーメントの促進

- 【具体的な施策】 ●女性の人材を育成するため、市独自の男女共同参画に関するセミナーの開催や、国や県主催の研修機会等の情報を提供します。
- 女性の能力発揮を支援する制度や起業・経営能力向上セミナー等の情報提供を行います。

基本目標Ⅲ

あらゆる分野における男女共同参画の推進



1

計画目標

政策・方針決定の場への女性参画の拡大

- 【具体的な施策】
- 女性の市政に対する関心を高めるとともに、多様な意見や提言を市政に反映させる機会を設けます。
 - 各種審議会・委員会等への女性委員の登用を促進し、平成32年度までに女性委員の割合を35%とするよう努めるとともに、女性委員ゼロの審議会等の解消を図ります。
 - 広報紙及び市公式ホームページ等により、市政に関する情報の提供を充実します。

2

計画目標

家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進

- 【具体的な施策】
- 様々な偏見や性別による固定的役割分担意識を改めるよう、特に男性の理解促進が必要なことを踏まえ、広報紙や市公式ホームページ、各種講座による意識改革に努めます。
 - 地域住民が主体的にコミュニティ活動を展開できるよう、地域活動を活発に行う団体に対し、組織の育成と支援を行います。
 - 女性が社会参画をするための人材の育成に向けて、男女共同参画に関する国・県等の専門研究機関等における研修や講演会への市民参加を促進します。
 - 防災会議への女性委員の登用を継続します。また、自治会や行政区、自主防災組織が行う防災訓練等に女性消防団を派遣するなど活動の充実を図ります。
 - 地域への情報提供・情報収集を迅速かつ確に行い、女性の意見を取り入れるなど、災害時のニーズに対し円滑な支援体制を促進します。

3

計画目標

国際社会への参画促進

- 【具体的な施策】
- 男女共同参画に関する世界の取り組み状況の情報収集を行い、提供します。
 - 外国人向けの生活ガイドブック作成の検討及び内容の見直し・修正を実施します。

基本目標Ⅳ

男女共同参画社会実現のための推進体制の充実



1

計画目標

市民による推進体制の整備

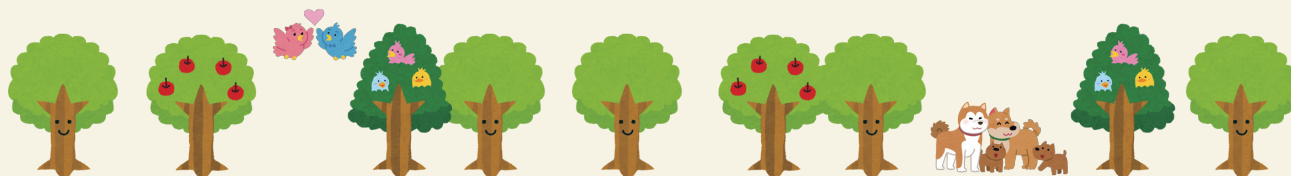
- 【具体的な施策】
- 「男女共同参画古河市民ネットワーク（ゆめこらぼ）」の活動を市民や事業所に周知し、協力会員を募り、男女共同参画社会推進体制の裾野を広げていきます。
 - 団体・地域組織等に対し、誰もが参加できる組織環境への理解を促進するため、出前講座や啓発活動を実施します。

2

計画目標

市役所内推進体制の充実

- 【具体的な施策】
- 男女共同参画に対する理解と意識改革のため、職員に対して研修を行います。また、庁内イントラネットを利用した情報提供を行います。
 - 性別による固定的役割分担意識を是正するため、男性の育児休業・看護休暇取得の促進に努めます。



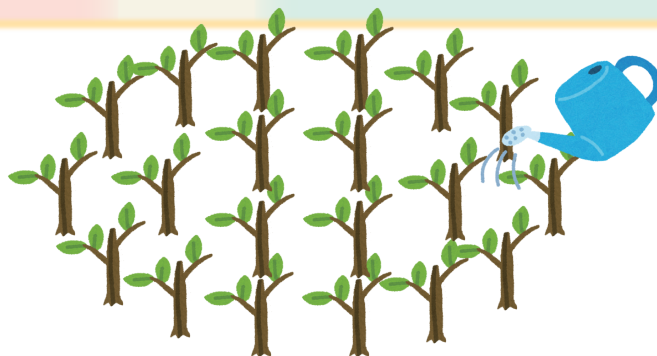
基本目標Ⅲ

あらゆる分野における
男女共同参画の推進



基本目標Ⅳ

男女共同参画社会実現のための
推進体制の充実



1 政策・方針決定の場への 女性参画の拡大

計画目標

- (1) 女性の政治への参画促進
- (2) 政策・方針決定の場への女性の積極的な登用
- (3) 市政への男女共同参画の促進
- (4) 民間企業における女性の活躍推進

2 家庭生活・地域社会における 男女共同参画の促進

計画目標

- (1) 子どもの人権尊重と健やかに育つ環境づくりの促進
- (2) 高齢者・障がいのある人等に対する自立支援の推進
- (3) 家庭生活における男女共同参画の促進
- (4) 地域・社会活動への男女共同参画の促進
- (5) 生涯を通じた女性の健康支援
- (6) 防災分野における女性参画の拡大と災害時における市民への配慮

3 国際社会への参画促進

計画目標

- (1) 国際的協調の推進
- (2) 外国人が暮らしやすい環境づくり
- (3) 国際理解と国際交流の推進
- (4) 国際平和・地球環境保全への貢献

1 市民による推進体制の整備

計画目標

- (1) 市民ネットワークの推進と活動支援
- (2) 団体、地域組織等の活動における男女共同参画の視点への配慮

2 市役所内推進体制の充実

計画目標

- (1) 計画の進行管理
- (2) 職員の人材育成・職域の拡大・多様な働き方
- (3) 男女共同参画に関する意識啓発
- (4) 国・県等との連携

参画社会の実現



古河市男女共同参画都市宣言

わたらせ
渡良瀬の悠久の流れをのぞみ
万葉の歴史と文化の薫りただようまち 古^こが^がし^し市
わたしたちは このまちに暮らし
集うすべての^{ひと}男女が互いに尊重し合い
ともに手をたずさえ
一人ひとりが自分らしく輝き
心豊かに生活できる社会の実現をめざし
ここに「男女共同参画都市」を宣言します



平成21年2月7日

古河市

第2次古河市男女共同参画プラン【概要版】

2017~2024

発行：平成29年3月 編集：古河市 生活安全部 市民協働課 人権・男女共同参画室
〒306-0291 茨城県古河市下大野2248番地 TEL：0280-92-3111 (代表)